

よる認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市高速鉄道の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画都市高速鉄道

第二号線 変更する部分

港区虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目及び虎ノ門三丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千九十四号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十七年六月二十九日付で同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画地区計画の決定がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

虎ノ門駅南地区地区計画

港区虎ノ門一丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第千九十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 葛飾区青戸四丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年八月二十六日から平成二十七年二月四日まで

●東京都告示第千九十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域

小金井市前原町三丁目、中町三丁目、本町一丁目、本町四丁目、本町六丁目、西東京市中町四丁目、富士町一丁目、富士町二丁目、富士町三丁目、本町四丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、武蔵野市境四丁目、関前四丁目及び関前五丁目各地内

四 測量の期間

平成二十七年二月二十六日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第千九十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(写真地図作成(デジタルオルソ)及び座標補正)

三 測量の区域 練馬区地内

四 測量の期間 平成二十六年十一月二十七日から平成二十七年三月二十七日まで

●東京都告示第千九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月八日

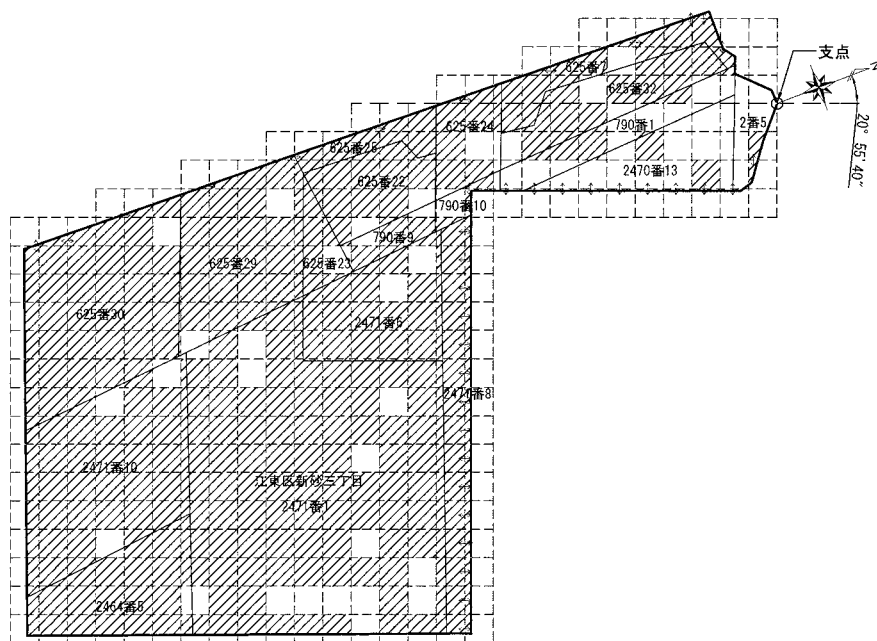
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区新砂三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界

【支点】
 支点は、江東区新砂三丁目2番5の最北端とする。

【格子の回転角度(20度55分40秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十九号

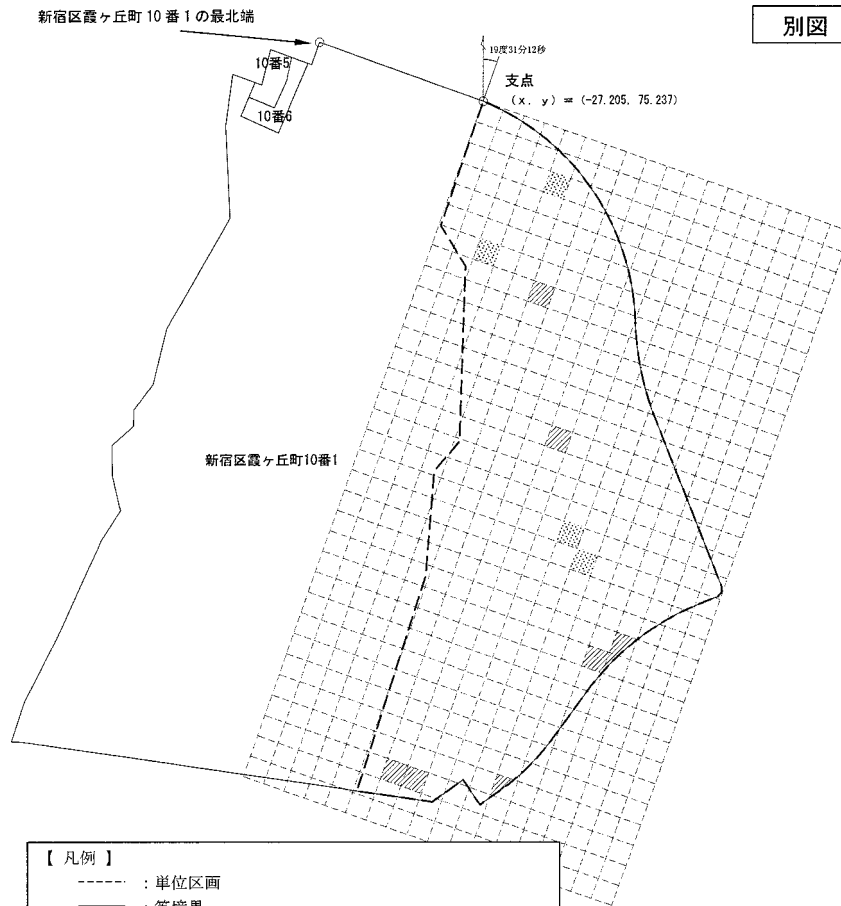
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千七百九
号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町
地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象地
 - ▨ : 指定を解除する区域
 - ▩ : 形質変更時要届出区域

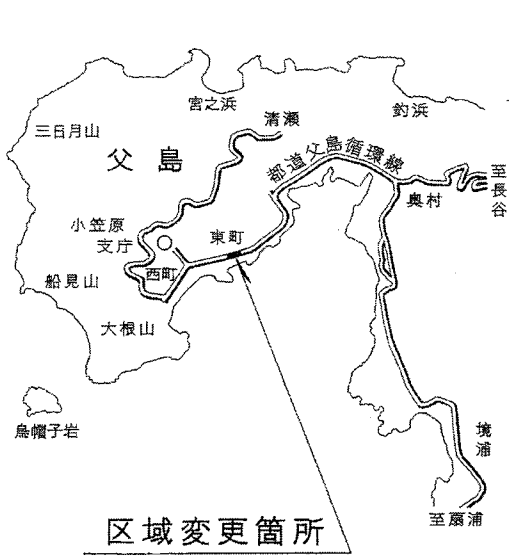
【格子の回転角度(19度31分12秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。
 「調査対象地の最北端」の座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準として、世界測地系座標計算に従い設定した結果、(x, y) = (-27.205, 75.237)である。

別図

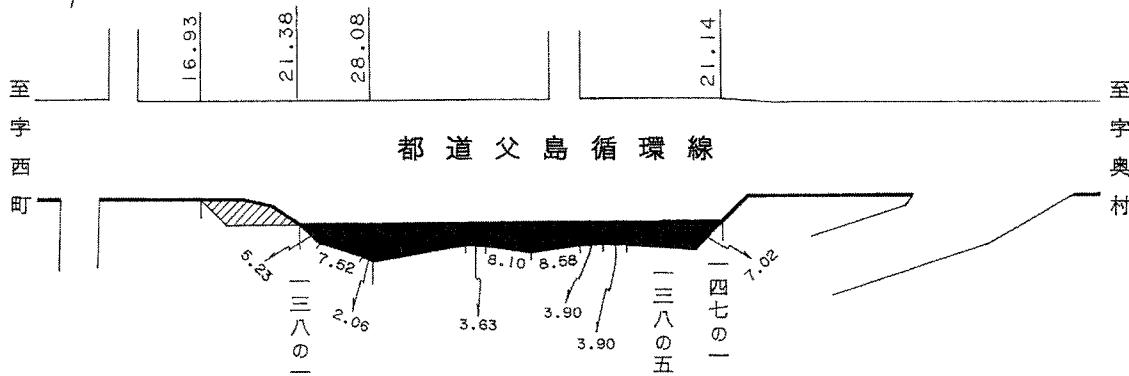
都道父島循環線区域変更略図
小笠原村父島字東町地内

●東京都告示第千百号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長	七四・三〇メートル
面積	三三二・六七平方メートル
延長	一七・一四メートル
面積	四八・六一平方メートル

小笠原村父島
字東町



その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年七月八日
東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 父島循環
- 二 変更の区間 小笠原村父島字東町百三十八番一地先から同所百四十七番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千一百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 父島循環

二 供用開始の区間 小笠原村父島字東町百三十八番一地
内から同所百四十七番一地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年七月八日

●東京都告示第千二百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

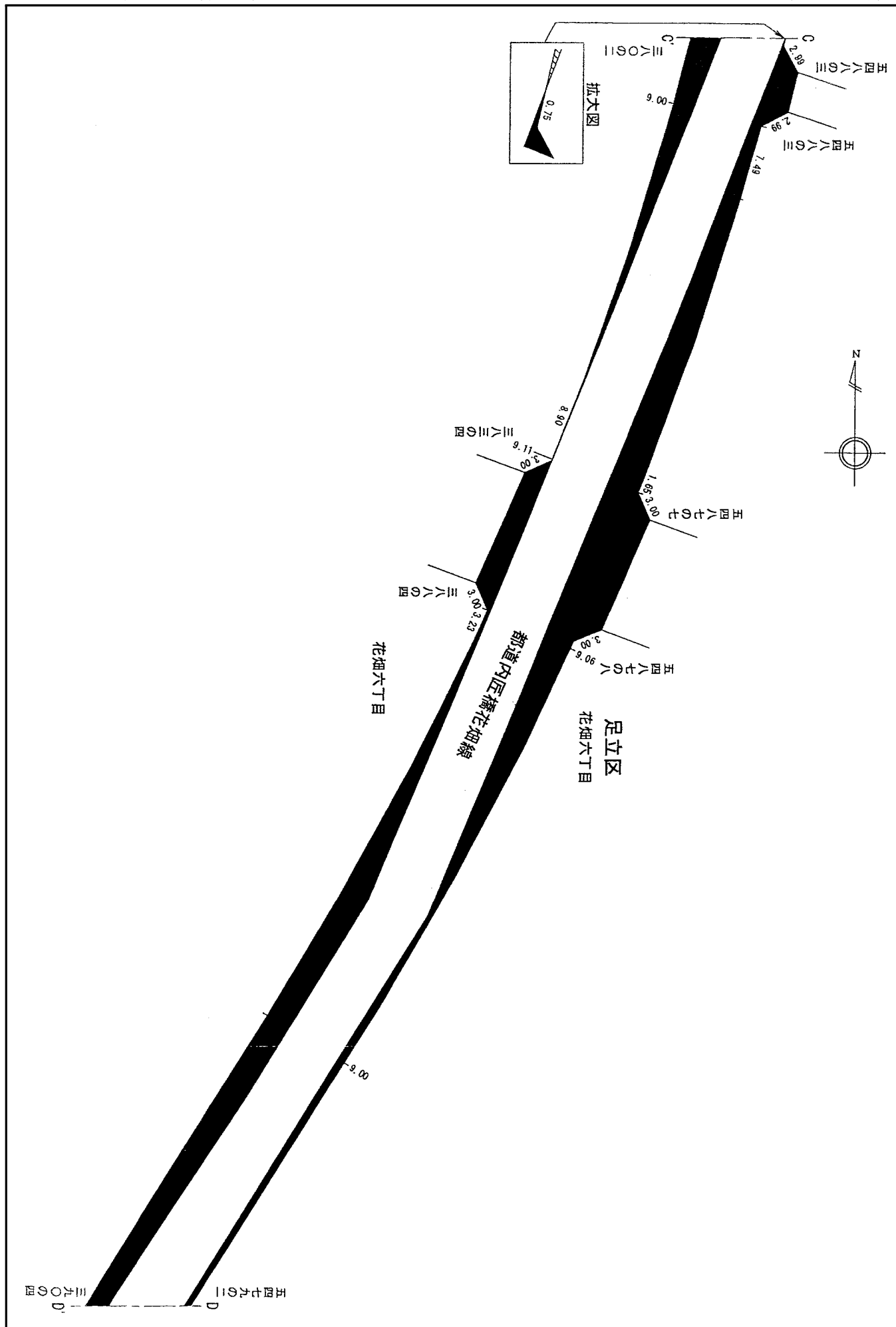
平成二十七年七月八日

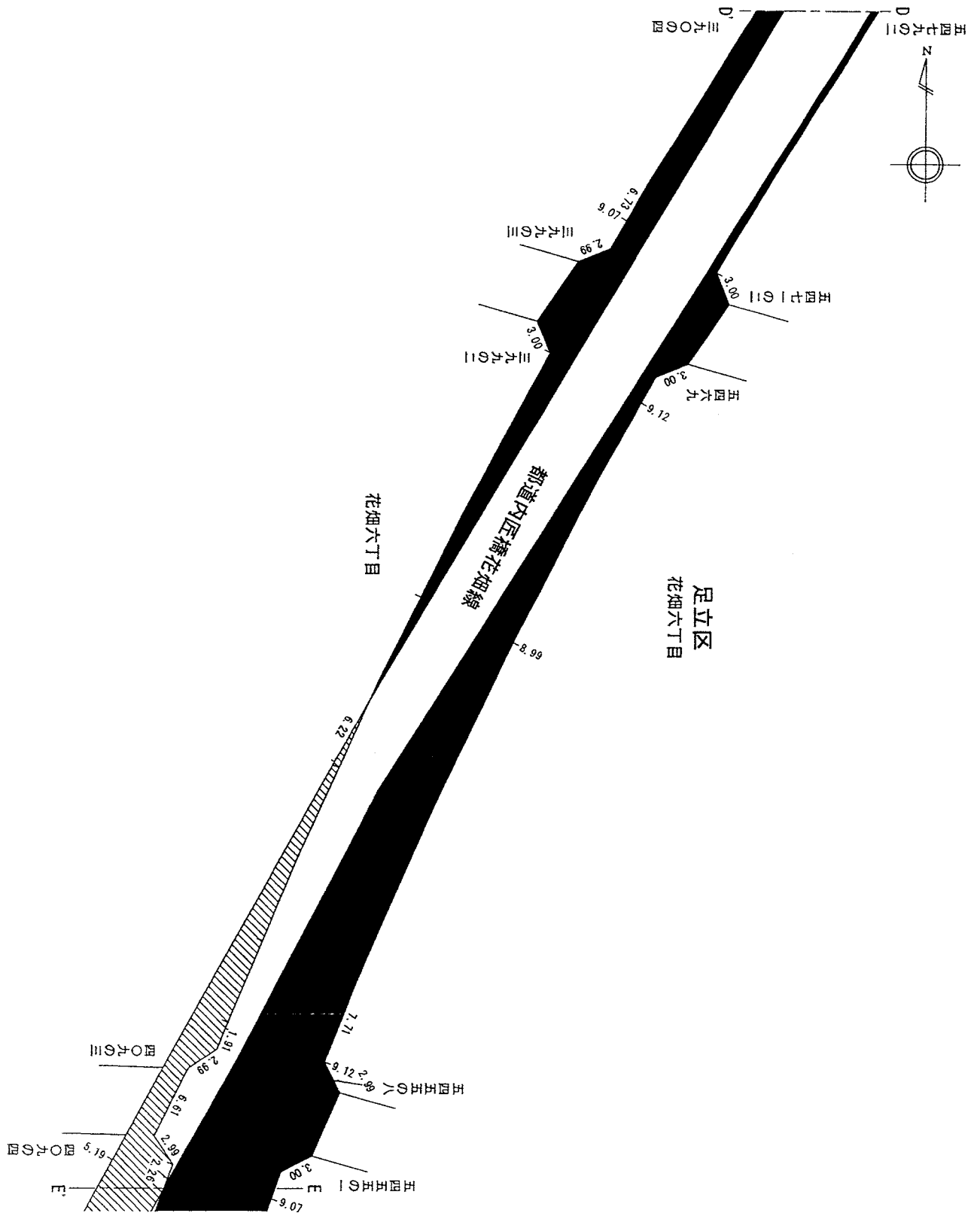
東京都知事 舛 添 要 一

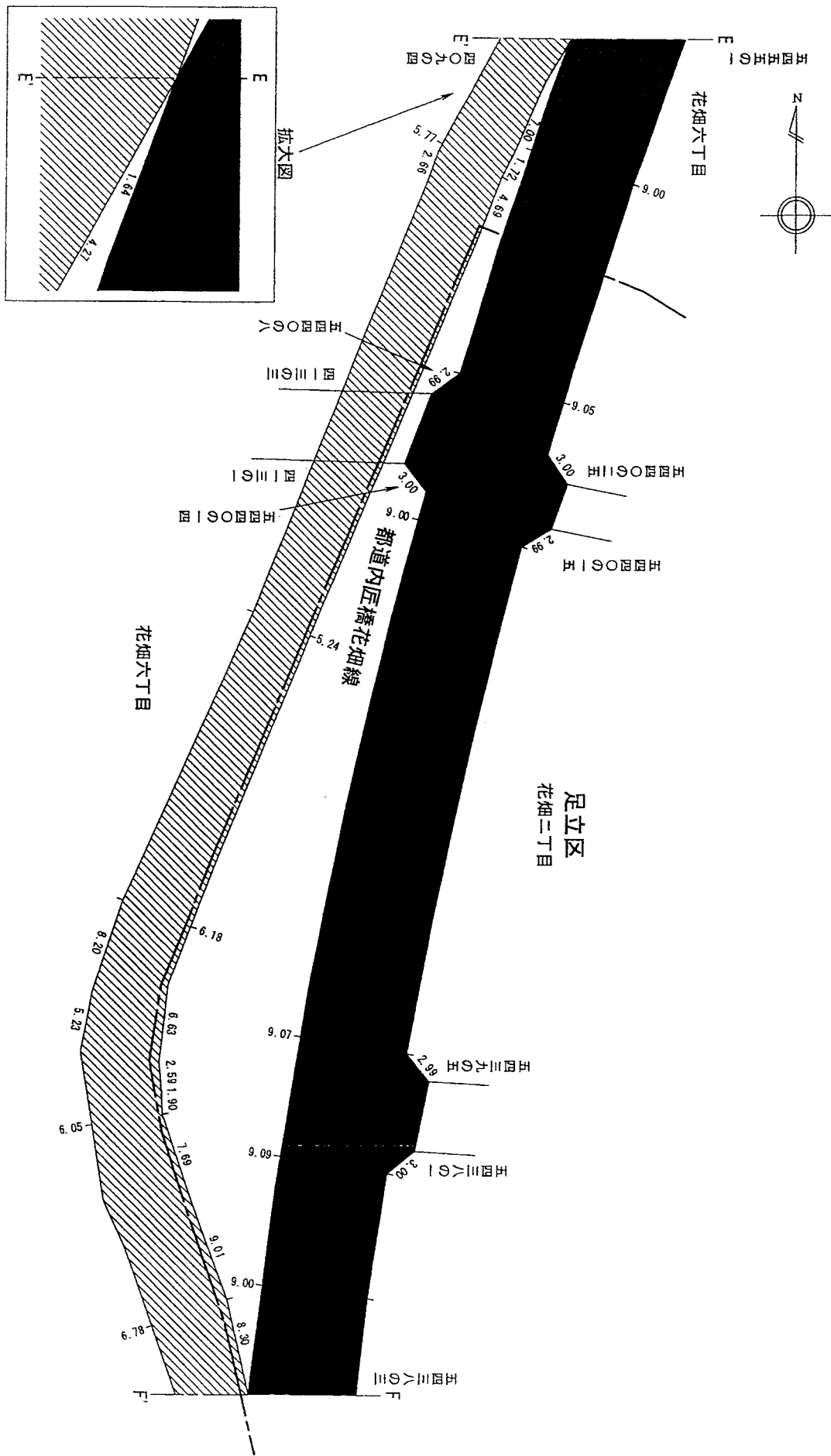
一 路線名 内匠橋花畑

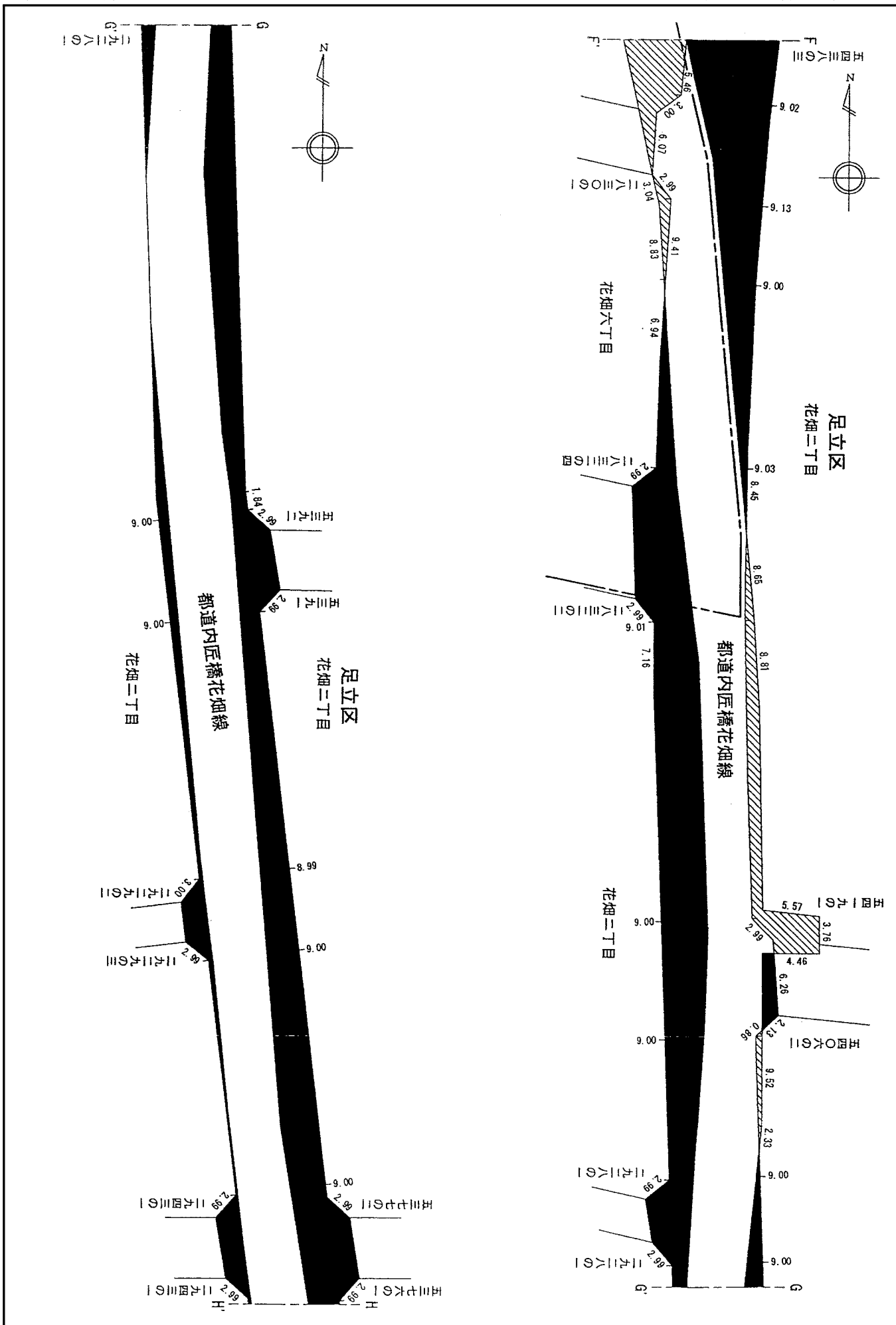
二 変更の区間 足立区花畑二丁目二千九百四十八番一地
内から同区花畑七丁目五千六百二十七番
四地先

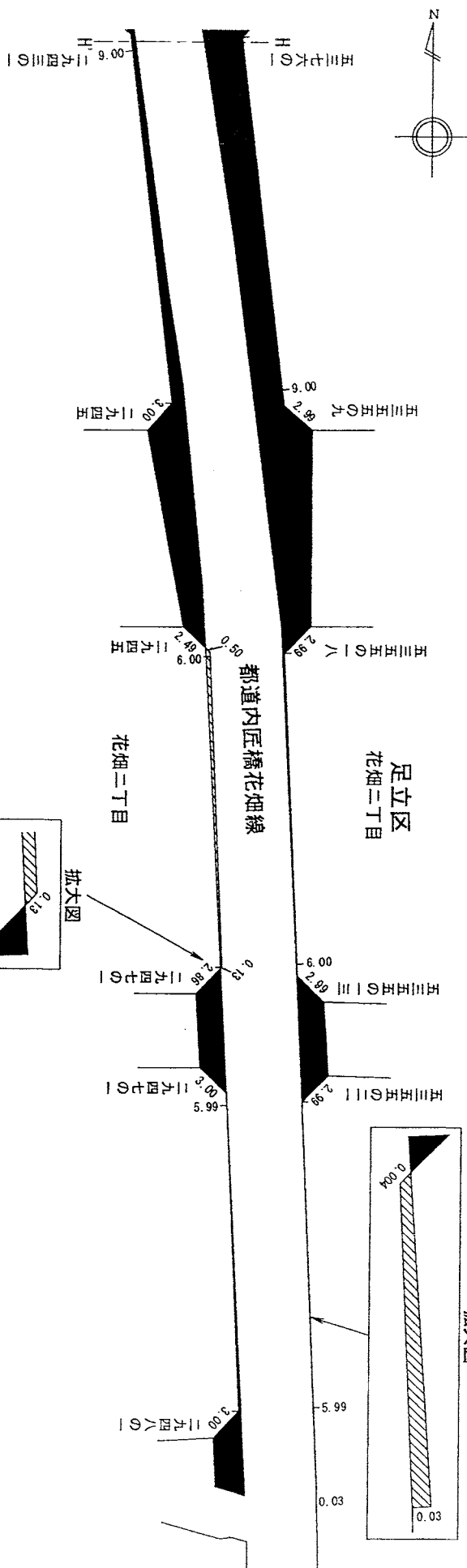
三 変更の概要 別図表示のとおり











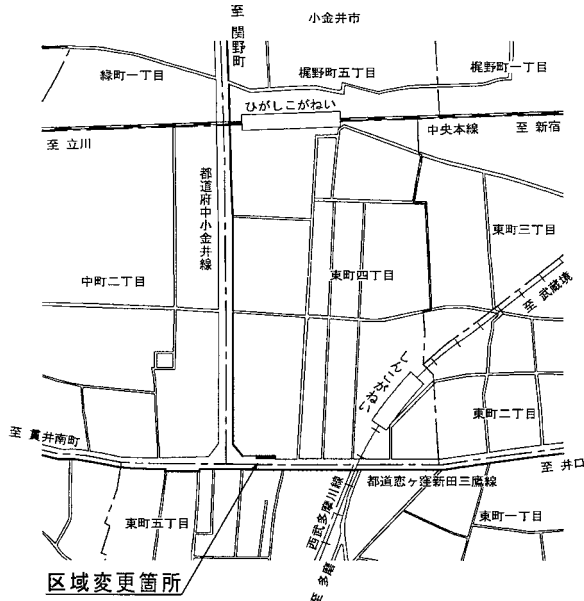
●東京都告示第千百三十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

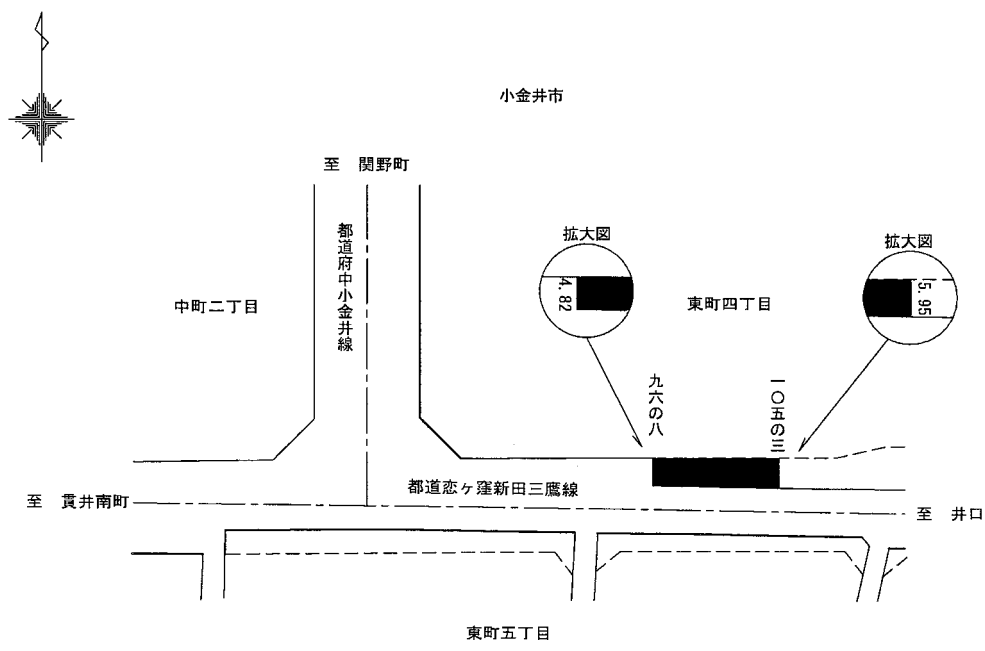
小金井市東町四丁目地内

都道
 市道
 編入区域
 延長 六二・四四メートル
 面積 三三五・四二平方メートル
 計画線



その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月八日
 東京都知事 舩添 要一

- 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹
- 二 変更の区間 小金井市東町四丁目九十六番八地内から同所百五番三地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第千四百号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

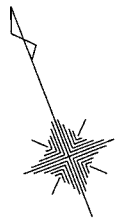
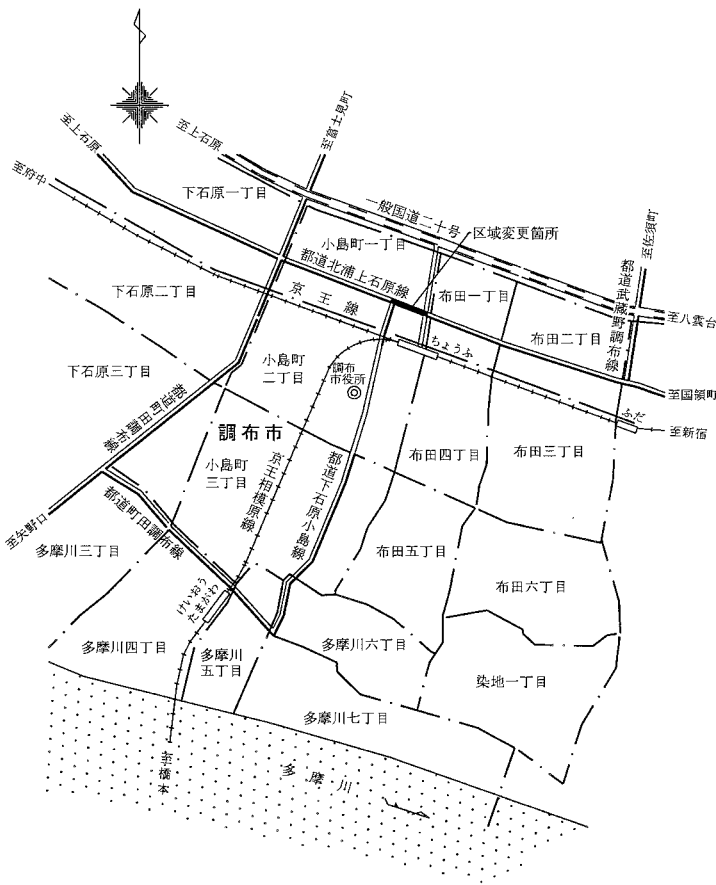
別図

都道北浦上石原線区域変更略図

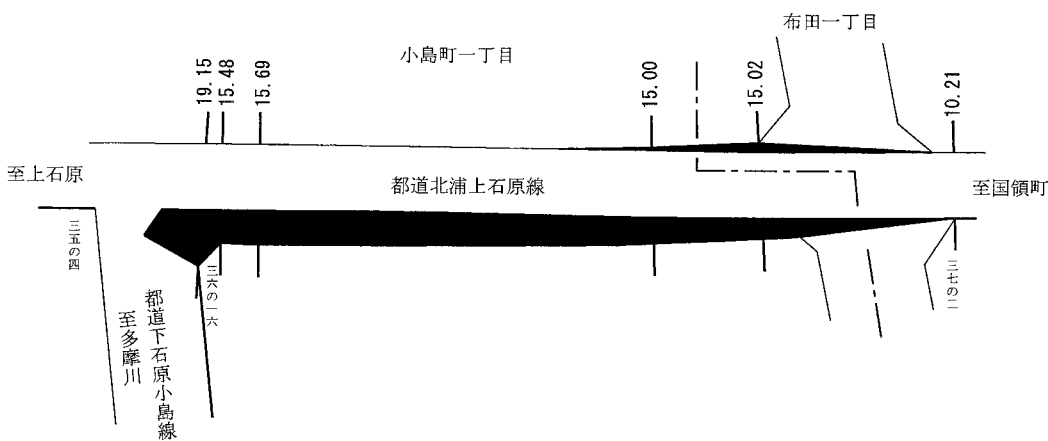
調布市布田一丁目〜小島町一丁目

一般国道
 都道
 市道
 編入区域
 延長
 面積

一二五・二七メートル
 五七三・七五平方メートル



調布市



その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月八日
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 北浦上石原
- 二 変更の区間 調布市布田一丁目三十七番二地先から同
市小島町一丁目三十五番四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

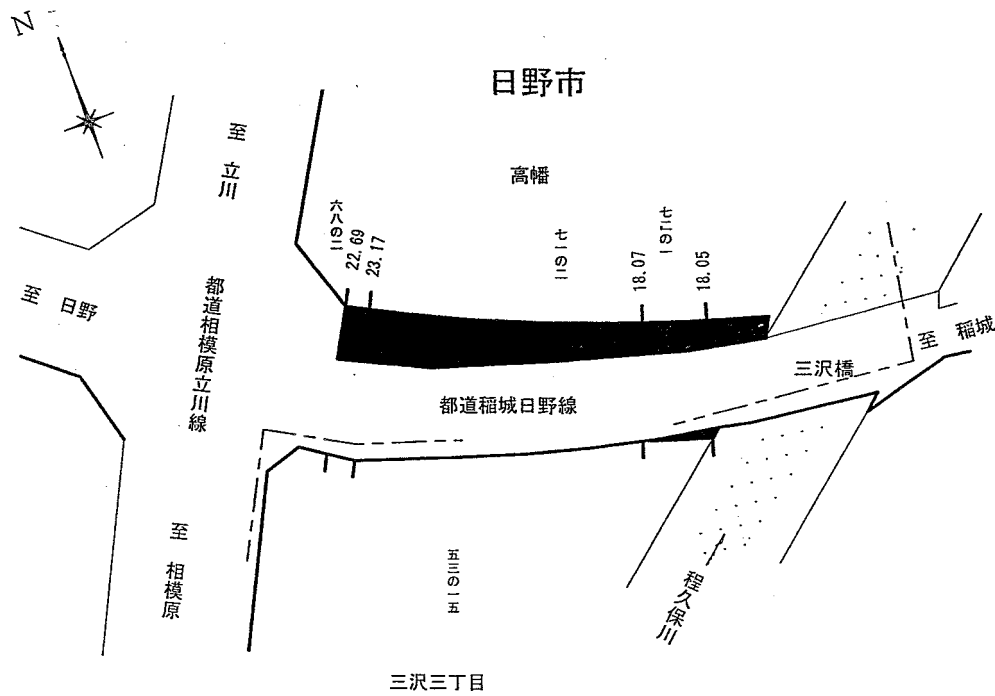
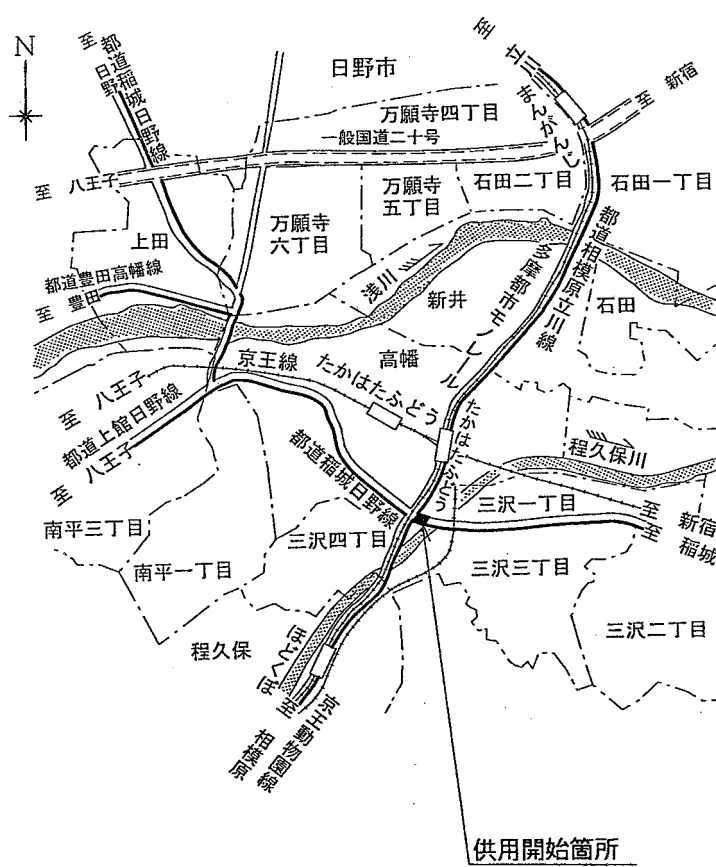
●東京都告示第千五百号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十七年七月八日から起算して二

別図

都道稲城日野線供用開始略図

日野市高幡地区内

供用開始区域
 延長 六五・八六メートル
 面積 三九二・七八平方メートル



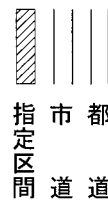
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 稲城日野
 二 供用開始の区間 日野市高幡七十二番一地先から同所

三 供用開始の概要 六十八番二地先まで
 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 平成二十七年七月八日

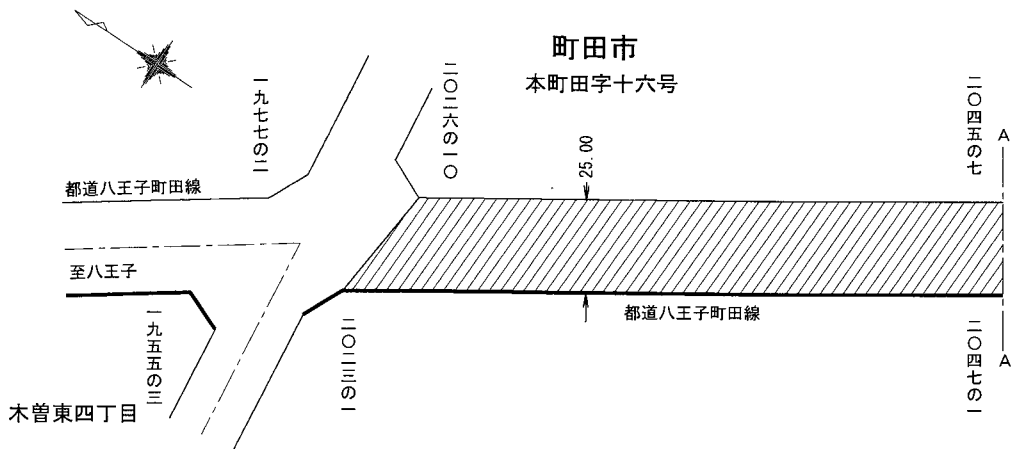
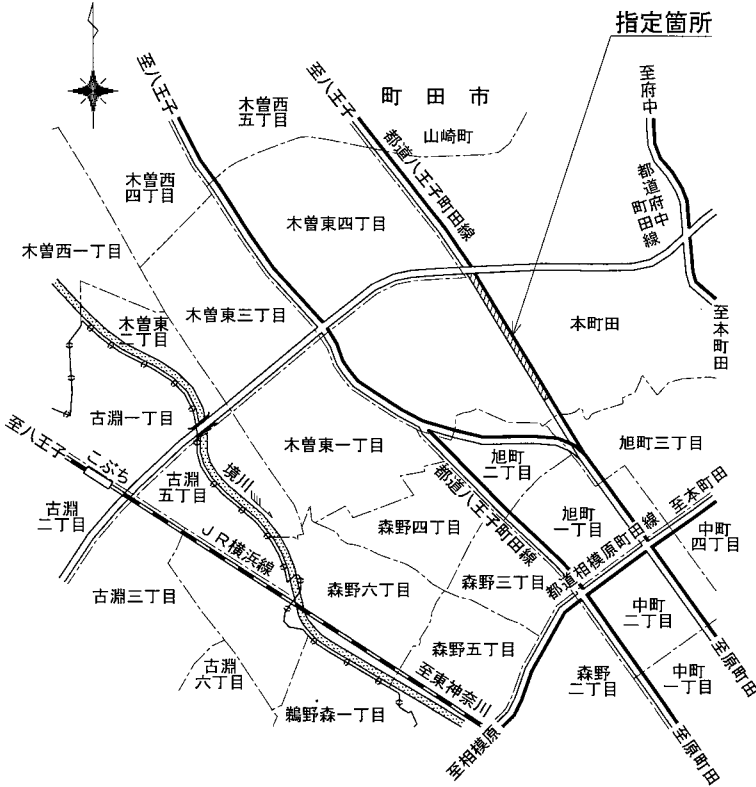
●東京都告示第千百六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道八王子町田線
 町田市本町田地内

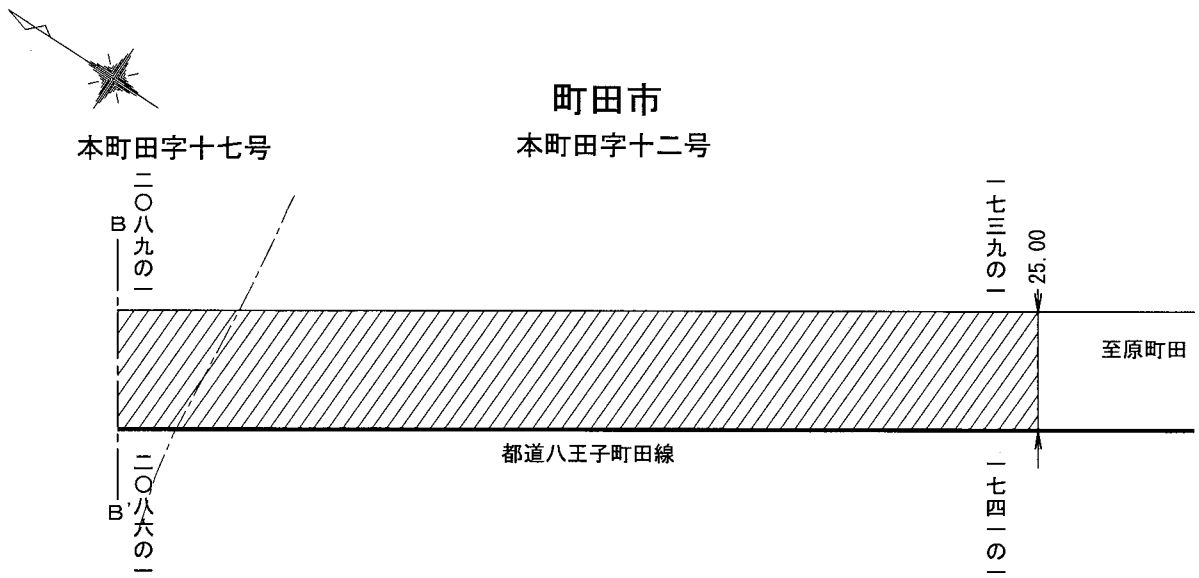
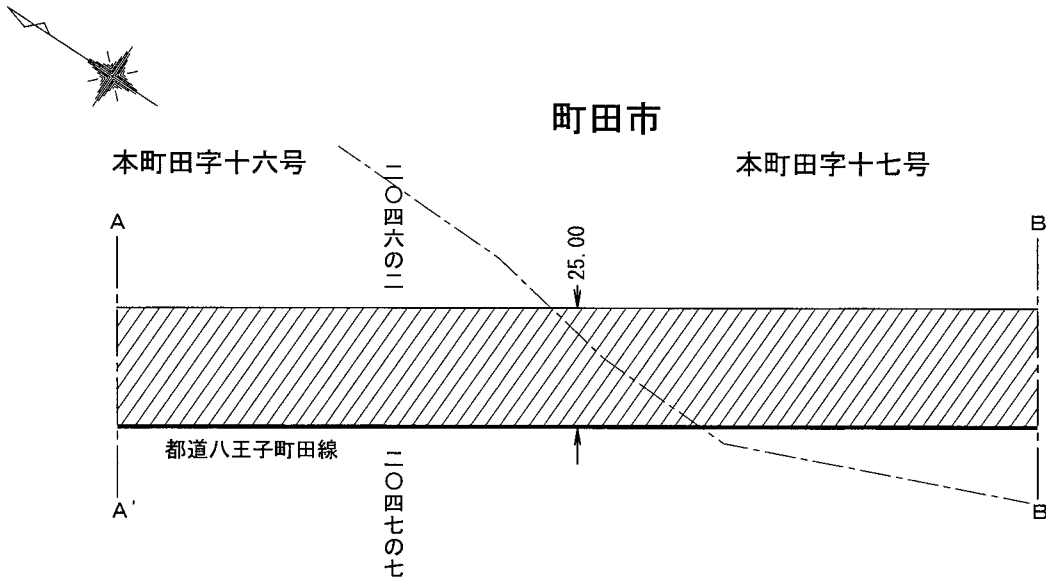


延長 五五二・六六メートル
 (電線共同溝予定名称 八王子町田・六号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年七月八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道八王子町田線

二 指定する区間 町田市本町田字十六号二千二十三番一
 地先から同市本町田字十二号千七百四
 十一番一地内まで
 別図表示のとおり
 三 指定の概要



●東京都告示第千七百七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、一級河川荒川水系善福寺川及び妙正寺川の浸水想定区域を指定し、当該浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により告示する。

なお、当該浸水想定区域及び当該水深を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、新宿区区长室危機管理課、中野区都市基盤部防災・都市安全分野及び杉並区都市整備部土木計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第千八百八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（一級水準測量）

三 測量の区域

中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各地方内

四 測量の期間

平成二十七年七月八日から平成二十八年

三月三十日まで

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

府中市押立町四丁目十七番八
小平市鈴木町一丁目四百七

十二番地四十
誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

正 誤

○平成二十六年十一月十四日付東京都告示第千五百二十六号

六ページ下段中「九番二十二」を「九番二十二、九番二十四」に訂正する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。